

# コロナと確定申告

～新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い～

個人確定申告を間近にし、2回目の緊急事態宣言が発出される最中この原稿を書いています。今回はコロナ感染症に関する個人所得税の扱いのうち、組合員やJAを利用される方に関係がありそうな項目を取り挙げます。確定申告書類作成の参考となれば幸いです。

## 1. 新型コロナに関して国や県市等から助成金を受けた場合

税金がかかるものと非課税となるものがあります。税金がかかる代表例としては、「持続化給付金（個人の場合 100 万円）」「家賃支援給付金」「雇用調整助成金」など、逆に非課税となるものには「特別定額給付金（10 万円）」「感染症対応休業支援金」などがあります。事業者が助成を受けた「持続化給付金」などは所得税の計算上、「事業所得」に計上します。

## 2. 医療費控除関連

### (1) マスクの購入費用

健康維持のためのビタミン剤の購入と同様に、病気の感染予防を目的に着用するものであり、医療費控除の対象となりません。

### (2) PCR検査費用

#### ① 医師等の判断によりPCR検査を受けた場合

医師等の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となります。ただし、医療費控除の対象となる金額は、自己負担部分に限りますので、公費負担により行われる部分の金額については、医療費控除の対象となりません。

#### ② 自己の判断によりPCR検査を受けた場合

単に感染していないことを明らかにする目的で受けるPCR検査など、自己の判断により受けたPCR検査の費用は、医療費控除の対象となりません。ただし、PCR検査の結果、「陽性」であることが判明し、引き続き治療を行った場合には、その検査は、治療に先立って行われる診察と同様に考えることができますので、医療費控除の対象となります。

### (3) オンライン診療

オンライン診療に伴い医師等による診療や治療のために支払った費用については、医療費控除の対象となります。また、オンラインシステム利用料も診療に直接必要な費用に該当しますので、医療費控除の対象となります。

但し、処方された医薬品を配送してもらう際の配送料については、治療又は療養に必要な医薬品の購入費用に該当しませんので、医療費控除の対象となりません。

(税理士法人JPコンサルタンツ 税理士 佐藤健一)